常に時代の一歩先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

ばねの東郷

株式会社　東郷製作所

本社・工場　〒470-0162愛知郡東郷町大字春木字蛭池1番地
電話(0561)38-1111(大代表)
営 業 所　大阪・広島・関東
ISO14001認証取得
ISO／TS16949認証取得
http://www.togoh.co.jp

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。

<最近の出張講習実績>

・安全管理者選任時研修
・安全衛生推進者養成講習
・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
・自由研削といし特別教育
・酸素欠乏等危険作業特別教育
・粉じん作業特別教育
・石綿使用解体業務特別教育　　他

上記以外もぜひご相談ください。

名古屋東労働基準協会

Tel　052-882-3909
Fax　052-883-3586
E-Mail　kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報　毎月１回　１日発行　年間購読料 3,000円
発行所　〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　名古屋東労働基準協会
電　話　052-882-3909　FAX　052-883-3586
(印刷所：㈱鈴活印刷　名古屋市熱田区一番三丁目1-7)

令和5年4月1日発行(毎月一日一回発行)
通巻695号

名古屋東 労働基準広報

No.695

2023年4月号

高ボッチ高原(長野県)　撮影 さざなみ

目　次　CONTENTS

2023年度 講習会予定表……1
各種講習会のご案内……2
名東署管内災害発生状況(令和４年発生分)……5
名東署管内災害発生状況(令和５年発生分)……5
死亡災害速報……5
愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和４年発生分)…6
愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和５年発生分)…7
連載　監督署長のつぶやき……8
労災保険実務研修会を開催……9
はいこちらは企業の労働110番です……10
令和５年度から障害者雇用率が見直されます……11
委託状況届の提出をお願いします……12
男性労働者の育児休業取得率等の公表が
　義務となります……13
名古屋・尾労働災害防止大会を開催……14

当協会ホームページアドレス　http://www.meito-roukyo.jp

健　康　診　断

○ 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
○ じん肺健康診断 …… じん肺法第８条の規定による検査
○ 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
○ 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クローム・赤紫外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

○ 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般

○ 消化器検診　○ 心電図検診　○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所　名古屋市昭和区小桜町２－29－２　寿ビル２階
TEL.７４１－４０１２　FAX.７３３－０８６９

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン

明るい職場は　まず健康診断から

◎労働安全衛生法による　健康診断（巡回）
☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）

◎生活習慣病健康診断（巡回）
☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定
☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック
☆東海診療所（名古屋市中村区名駅南　名古屋三井ビルディング新館３Ｆ
TEL 052－582－0751　FAX 052－582－6968）

お申込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（１－13－03）・作業環境測定機関等名簿登載（23－44）

一般財団法人
全日本労働福祉協会 東海支部
〒457－0832　名古屋市南区浜中町１－５－１　☎052－602－4747
ＦＡＸ052－602－6821

定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック
名古屋市南区千竈通
7丁目16番1
TEL(052)821-0010

MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック

検診車

胸部検診車、胃部検診車、
乳がん(マンモグラフィー搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車

和合セントラルクリニック
愛知郡東郷町大字春木
字白土1-1884
TEL(052)805-8000

老人保健施設 和合の里
愛知郡東郷町大字春木
字白土1-395
TEL(052)807-1500

医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラルクリニック
名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号
大名古屋ビルヂング9階
TEL(052)587-0311

国際セントラルクリニック
名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号
国際センタービル10階
TEL(052)561-0633

関連施設（老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家）

全国労働衛生団体連合会　会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会　優良健診施設・日本病院会　優良自動化健診施設
医療法人 名翔会・医療法人 松柏会
セントラルクリニックグループ
法人本部 名古屋市南区城下町3丁目14番地
TEL（052）821－0090（大代表）　FAX（052）824－0655
http://www.central-cl.or.jp / E-mail:shougai@central-cl.or.jp

ISOQAR REGISTERED Cert No. 11100 ISO 27001

2023年度　講習会等予定表【名古屋東労働基準協会主催・共催】

・【名古屋東労働基準協会】へお申し込み願います。
・広報 又は【名古屋東労働基準協会】のホームページでもご案内致します。

	講習会名　・　開催月	2023年度												受講料	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	会員	非会員
特別教育・安全衛生教育等	一般建築物石綿含有建材調査者講習会		18･19		19･20			○				○		40,000	45,280
	安全衛生推進者養成講習会	13･14		8･9		3･4		12･13		7･8		15･16		14,850	
	衛生推進者養成講習会						4						4	9,570	
	化学物質管理者（１日コース）			29		3								15,000	17,000
	安全管理者選任時研修	26･27			12･13		20･21		15･16		17･18		13･14	17,800	19,800
	職長等の教育（製造業等）		15･16	12･13	18･19		11･12			19･20			7･8	14,700	18,800
	職長・安全衛生責任者教育（建設業）		23･24	19･20	24･25			16･17				19･20		15,500	19,800
	雇入れ時（新入社員等）安全衛生教育	7､19												7,020	8,860
	雇入れ時安全衛生教育				5			3						7,300	9,500
	自由研削といし特別教育	20			6				○					9,260	11,610
	動力プレス特別教育				11･13			17･18			23･25			12,120	15,380
	低圧電気取扱者特別教育（1日・実技あり）			22			○						○	8,350	10,490
	低圧電気取扱者特別教育（2日・実技あり）		9･10		6･7			24･25						19,800	22,000
	高圧・特別高圧電気特別教育（2日・学科のみ）								○					14,250	18,330
	アーク溶接特別教育			12～14			12～14			○				16,800	19,800
	足場組立て等特別教育	13			28			11			16			7,100	9,000
	フルハーネス型特別教育	12	19		14		19		29		15		15	9,500	11,500
	酸素欠乏等危険作業特別教育				4					4				8,400	10,500
	ダイオキシン類特別教育				24									7,330	9,160
	粉じん作業特別教育					2			20			14		7,300	9,200
	携帯用丸のこ盤従事者安全教育				3							5		7,300	8,900
	振動工具取扱作業者安全衛生教育							10						7,300	8,900
	フォークリフト従事者安全衛生教育				6			26						7,700	9,700
	有機溶剤従事者教育（特別教育に準ずる）							2						9,350	11,440
	職長・安全衛生責任者能力向上教育				27									8,100	10,100
	ビジネスマナー研修	10												8,400	10,500
	衛生管理者受験準備勉強会（１種）		15･16			1･2				○				17,820	22,000
	衛生管理者受験準備勉強会（２種）		15			1				○				11,610	14,660
説明会等	全国安全週間説明会			6･7										用品代2,000	
	全国労働衛生週間説明会						6･11							用品代2,000	
	労務管理研修会									○				無料	
	労災保険実務研修会											○		無料	

※講習会等は状況に応じて日程変更等あります。

各種講習会のご案内

名古屋東労働基準協会　主催・受付

☆お問合せ・申込は名古屋東労働基準協会へ（052-882-3909）
☆最新情報はホームページをご確認ください

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照
受講料の単位（円）税込み

◆技能講習

月別／事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	受講料 上:会員 下:非会員
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	19.20.21 市 19.20.24 市		21.22.23 市 19.20.26 市		23.24.25 市 23.24.28 市		16,880 17,380
有機溶剤作業主任者		10.11 市	8.9 市	6.7 市		7.8 港	12,480 12,980
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	17.18 市	25.26 市		20.21 市		14.15 市	12,480 12,980
石綿作業主任	27.28 市	17.18 市	6.7 市	10.11 市	29.30 市		12,480 12,980

◆登録講習

月別／事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	受講料 上:会員 下:非会員
安全衛生推進者養成講習	13.14 市		8.9 市		3.4 市		14,850
衛生推進者養成講習						4	9,570
一般建築物石綿含有建材調査者講習		18.19 金		19.20 東			40,000 45,280

◆安全衛生法定教育

月別／事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	受講料 上:会員 下:非会員
化学物質管理者（1日コース）			29		3		15,000 17,000
安全管理者選任時研修	26.27 市			12.13 市			17,800 19,800
職長等監督者教育（製造業）		15.16 市	12.13 市	18.19 市			14,700 18,800
職長・安全衛生責任者教育（建設業）		23.24 港	19.20 港	24.25 港			15,500 19,800
新入社員安全衛生教育	7、19 市						7,020 8,860
アーク溶接特別教育			12.13.14 市			12.13.14 市	16,800 19,800
低圧電気取扱特別教育（実技あり1日コース）			22 東				8,350 10,490
低圧電気取扱特別教育（実技あり2日コース）		9.10 N		6.7 N			19,800 22,000
高圧・特別高圧電気取扱特別教育（学科のみ）							14,250 18,330
自由研削といし特別教育	20 市			6 市			9,260 11,610

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照
受講料の単位(円)税込み

月別 事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	受講料 上:会　員 下:非会員
プレス作業特別教育				11.13 N			12,120 15,380
粉じん作業特別教育					2		7,300 9,200
酸素欠乏危険作業特別教育				4 市			8,400 10,500
有機溶剤業務従事者教育							8,400 10,500
足場の組立て等特別教育	13 市			28 市			7,100 9,000
フルハーネス型特別教育	12 市	19 市		14 市			9,500 11,500
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育				6			7,700 9,700
丸のこ等取扱作業従事者教育				3 市			7,300 8,900
振動障害防止のための安全衛生教育							7,300 8,900
職長・安全衛生責任者能力向上教育				27 市			8,100 10,100

◆安全衛生教育等

月別 事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	受講料 上:会　員 下:非会員
衛生管理者受験準備勉強会（1種）		15.16 市			1.2 市		17,820 22,000
衛生管理者受験準備勉強会（2種）		15 市			1 市		11,610 14,660

◆無料セミナー・説明会等

月別 事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	受講料 上:会　員 下:非会員
労務管理研修会							無　料
労災保険実務研修会							無　料
全国安全週間説明会			6 市 7 商				用品代 2,000
全国労働衛生週間説明会						●	用品代 2,000

注－1）必要に応じて、変更、追加あり。
注－2）市：名古屋市工業研究所、港：名古屋港湾会館、金：日本特殊陶業市民会館、N：人材育成センター（製鉄公園内）、東：東別院会館、商：東郷町商工会館
会場の記載無し：名古屋南労働基準協会２階
注－3）●は開催予定
注－4）石綿作業主任者は名古屋南労働基準協会（052-651-9246）へお申込みください

愛知労働基準協会　主催

～お問い合わせは名古屋東労働基準協会へ～

2023年６月分　　※すでに定員満了の講習は未掲載

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転（31H）	6月	6	12・13・14	ポーラ名古屋ビル	トヨタＬ＆Ｆ白金	32,650円	まずは名古屋東労働基準協会へお電話（052―882―3909）下さい。
			11・18・25		トヨタＬ＆Ｆ小牧		
		19	20・21・22	ポーラ名古屋ビル	ＮＳＢ東海(車×)		
			23・26・27		ＮＳＢ東海(車×)		
		20	21・22・23	ポーラ名古屋ビル	トヨタＬ＆Ｆ白金		
			26・27・28		トヨタＬ＆Ｆ白金		
			25・7/2・9		水谷運輸		
酸素欠乏・硫化水素作業主任者		5・6	10	豊和工業	ポーラ名古屋ビル	17,910円	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		27・28		ポーラ名古屋ビル		13,780円	
		29・30		江南市民文化会館			
プレス作業主任者		5・6		ポーラ名古屋ビル		13,340円	
ショベルローダー運転		19	20･21･22･23	豊和工業	ポリテクセンター	53,370円	
高所作業運転技能		16	19	豊和工業	ポリテクセンター	42,090円	
			20				
			21				
マスクフィットテスト実施者養成		30	30	名古屋市公会堂	名古屋市公会堂	会員 21,000円 非会員 26,080円	
作業環境測定士試験受験準備勉強会		22・23		日特市民会館		会員 18,740円 非会員 20,980円	
エックス線勉強会		12･13･14･15		ポーラ名古屋ビル		会員 30,000円 非会員 33,500円	

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和４年発生分）

令和５年２月末日現在

業種		２月末日現在	累計	前年同期	業種	２月末日現在	累計	前年同期
内訳	製造業	3	124	(2) 100	建設業	2	(1) 88	(1) 91
	食料品	1	26	(1) 22	運輸交通業	2	70	61
	繊維		1	1	陸上貨物業		6	8
	木材・木製品		3	3	商業	9	179	(1) 159
	製紙・印刷		6	3	金融・広告業	2	(1) 37	36
	化学	1	9	7	保健衛生業	85	791	225
	窯業・土石製品		1	2	接客娯楽業	4	63	52
	鉄鋼・非鉄金属		4	3	清掃業	1	39	51
	金属製品		29	19	その他の事業	4	89	84
	一般機械		12	(1) 10				
	電気機械	1	10	3				
	輸送用機械		9	12	合計	112	(2) 1,486	(4) 867
	その他の製造		14	15				

（注１）休業４日以上の死傷病報告受理件数を表す。
（注２）死亡者数は（　　）内に外数で表わす。(最新把握件数)

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和５年発生分）

令和５年２月末日現在

業種		２月末日現在	累計	前年同期	業種	２月末日現在	累計	前年同期
内訳	製造業	4	5	9	建設業	11	13	13
	食料品	1	1	2	運輸交通業	2	4	4
	繊維				陸上貨物業	1	1	2
	木材・木製品				商業	10	14	13
	製紙・印刷	1	2		金融・広告業	3	3	5
	化学				保健衛生業	8	10	7
	窯業・土石製品				接客娯楽業	9	12	6
	鉄鋼・非鉄金属			1	清掃業	2	5	4
	金属製品			2	その他の事業	8	8	5
	一般機械	1	1	1				
	電気機械			2				
	輸送用機械			1	合計	58	75	68
	その他の製造	1	1					

（注１）休業４日以上の死傷病報告受理件数を表す。
（注２）死亡者数は（　　）内に外数で表わす。(最新把握件数)

死亡災害速報（2月）

愛知労働局

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5. 2.17. 2023 13:30	はさまれ･巻き込まれ 掘削用機械	木造家屋建築工事現場において、作業員がドラグ・ショベルを後退操作していたところ、後方で計測作業をしていた被災者が当該ドラグ・ショベルに轢かれたもの。
事業場規模 9名以下	業種 木造家屋建築工事業	40代 作業員 経験 10年
R5. 3. 7. 2023 14:20	墜落・転落 作業床・歩み板	室外機の交換費用の見積のため、客先で査定中に、工場屋根の明り取りガラスを踏み抜いて、２名が５ｍ下に墜落し、そのうち１名が死亡したもの。
事業場規模 10～29名	業種 清掃･と畜業	40代 作業員 経験 20年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年3月10日現在の速報値）

令和4年発生分

注）（）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種＼年別		令和4年（速報値）	令和3年同時期（速報値）	令和3年確定値
製造業		6 (2)	12 (1)	12 (1)
内訳	食料品製造業		1	1
	化学工業		1	1
	鉄鋼・非鉄金属	1 (1)	2	2
	金属製品	2	1 (1)	1 (1)
	一般・電気・輸送用	2	4	4
	その他	1 (1)	3	3
建設業		12	5	5
内訳	土木工事業	4		
	建築工事業	6	5	5
	その他	2		
陸上貨物輸送事業		4	1 (1)	1 (1)
商業		2 (1)	2 (2)	2 (2)
内訳	卸売業	2 (1)		
	小売業		2 (2)	2 (2)
	その他			
清掃・と畜業				
上記以外の事業		11 (4)	6 (1)	6 (1)
合計		35 (7)	26 (5)	26 (5)

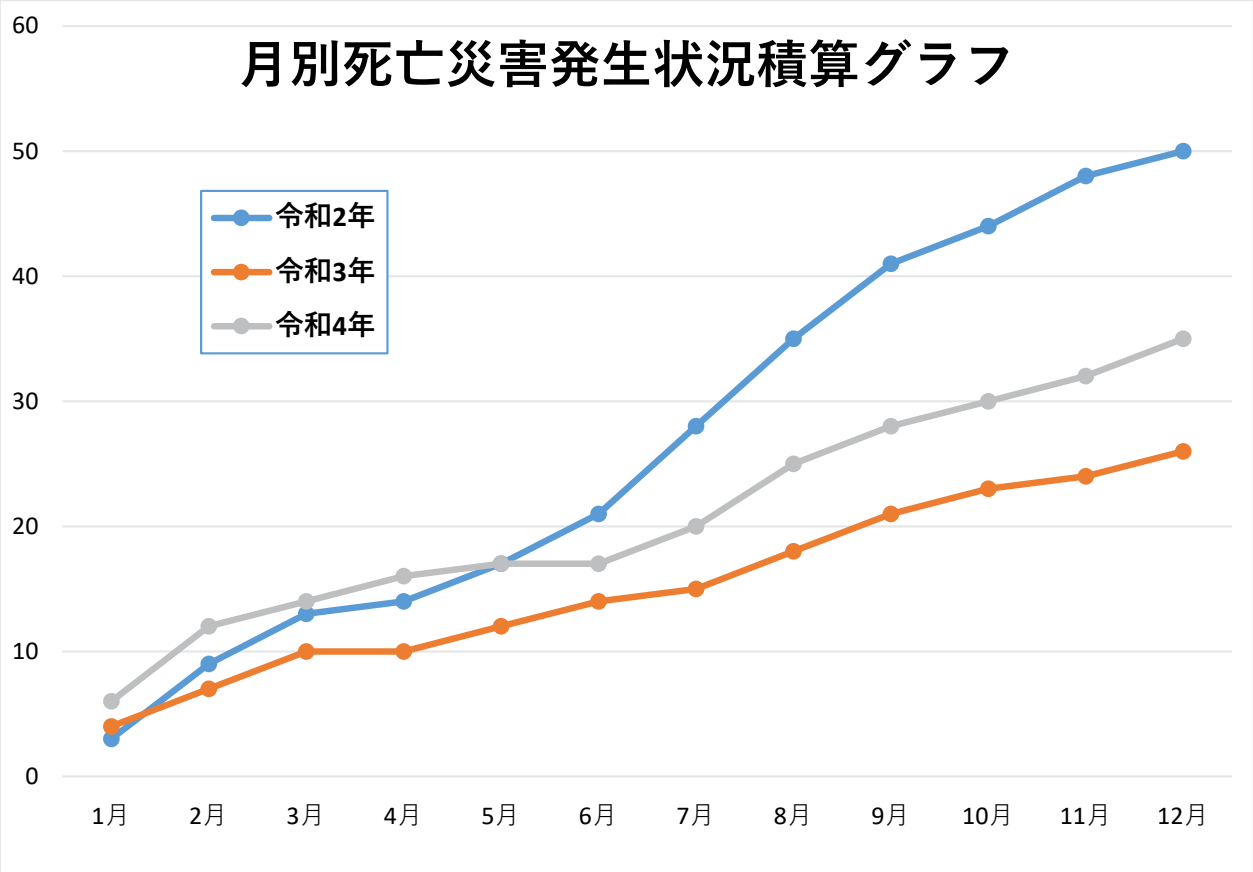

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年3月10日現在の速報値）

令和5年発生分

注）（）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種＼年別		令和5年速報値	令和4年同時期（速報値）	令和4年暫定値
製造業		1	3	6 (2)
内訳	食料品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属	1		1 (1)
	金属製品		2	2
	一般・電気・輸送用		1	2
	その他			1 (1)
建設業		1	3	12
内訳	土木工事業			4
	建築工事業	1	2	6
	その他		1	2
陸上貨物輸送事業			1	4
商業				2 (1)
内訳	卸売業			2 (1)
	小売業			
	その他			
清掃・と畜業		2		
上記以外の事業			3 (1)	11 (4)
合計		4	10 (1)	35 (7)

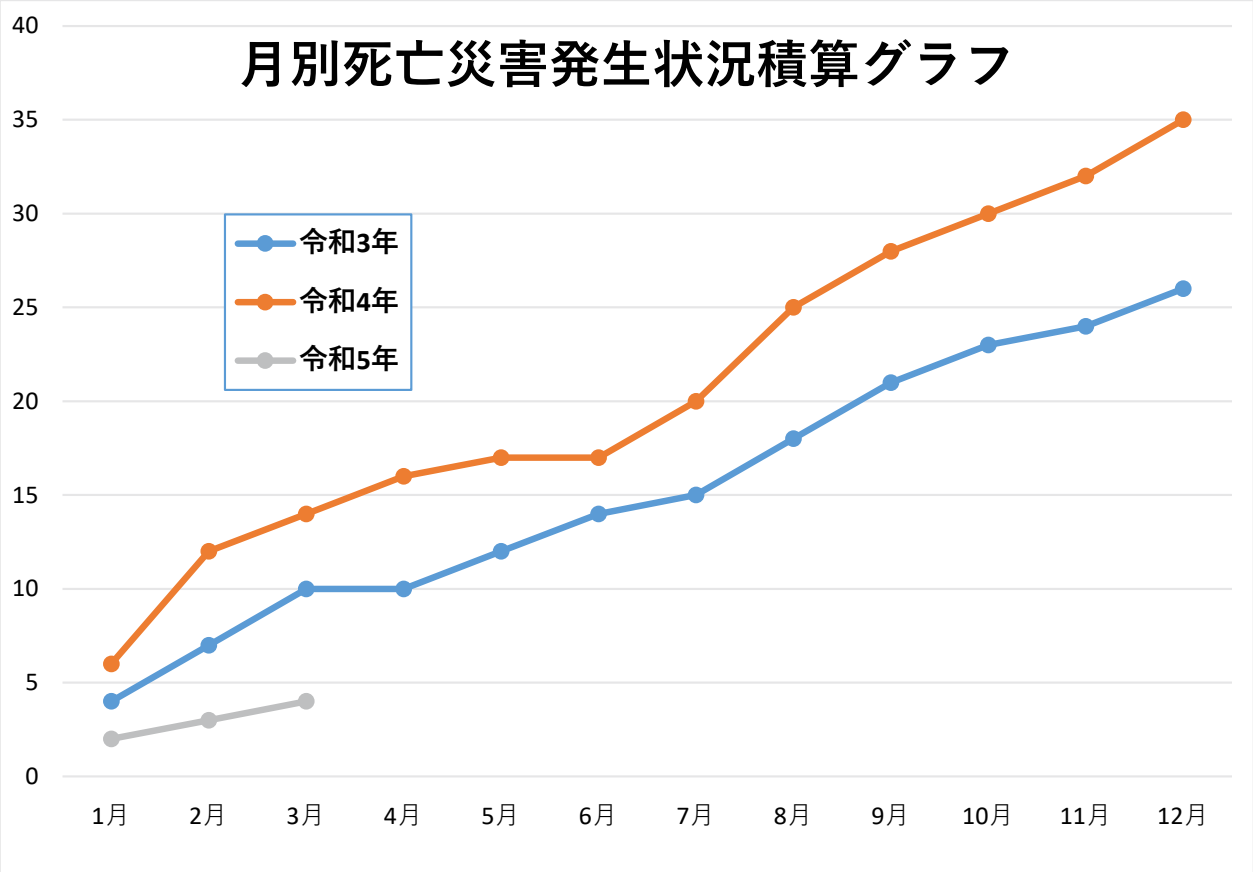

連載　監督署長のつぶやき

名古屋東労働基準監督署長
藤　原　　隆

「過労死等」

先日、ある裁判に関する新聞記事を読みました。静岡県警の男性警部補の自殺は過重労働が原因だったとして、男性の妻子が静岡県に対して損害賠償を求めた裁判で、広島高等裁判所は、自殺との因果関係を認めた１審判決を支持し、静岡県側の控訴を棄却する判決を言い渡したというものです。

昨年７月、１審の広島地裁福山支部は、平成24年に当該男性（当時30代）が自殺したのは過重な業務が原因だったとして、静岡県に対し妻と子へ約１億円を支払うよう命じる判決を言い渡し、静岡県側が控訴していました。広島高裁は、２月17日の判決で、静岡県側に安全配慮義務違反があったと判断しました。

この自殺をめぐっては、男性の両親も静岡県に対する訴えを起こし、昨年７月、１審の広島地裁福山支部が220万円の損害賠償を認める判決を言い渡しましたが、２審の広島高裁では、２月15日、別の裁判長が「静岡県警に注意義務の違反があったとは認められない」として、１審を取り消し、両親の訴えを棄却する判決を言い渡していました。不思議なことに、２つの裁判で判断が割れた形になりました。今後の裁判の行方が気になるところです。

ところで、「過労死」とは、仕事が原因で脳梗塞などの「脳血管疾患」、心筋梗塞などの「心臓疾患」により死亡したことをいいます。言葉の印象からは過労により死に至ったもの全てが該当しそうですが、対象は限られています。私は若い頃に先輩から、「安易に過労死という言葉を使うと誤解を生む。業務による明らかな過重負荷を受けたことによる脳・心臓疾患というべきだ。」と注意を受けたことがありました。そのため、当時は「いわゆる過労死」という言い回しが使われていました。

今では「karoshi」が英語の辞書にまで載っています。また、平成26年に過労死等防止対策推進法が成立し、第２条で「過労死等」が定義づけされました。具体的には、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」という内容です。過労自殺も「等」に含まれることになりました。

過労死等の労災認定において、業務による過重負荷を判断する基準の一つに「過労死ライン」といわれるものがあります。発症前１か月間に100時間、または直近２～６カ月の平均が80時間の時間外労働のことです。令和３年９月の労災認定基準の一部改正により、過労死ラインに至らない場合にも、労働時間以外の負荷要因も考慮して総合評価することが明確化されました。

年々、過労死等に係る悩ましい労災請求事案が増えていますが、迅速で的確な決定を行うよう努めてまいります。

「労災保険実務研修会」を開催

名古屋東労働基準協会　労務管理部会

２月24日（金）名古屋市工業研究所において、「労災保険実務研修会」を開催しました。この研修会は毎年２月のこの時期に名古屋東労働基準監督署のご協力を頂いて開催しており、労災保険について学ぶ場となっております。

まず名古屋東労働基準監督署 署長の藤原様のご挨拶をいただいた後、名古屋東労働基準監督署 副署長の西尾様からご講演をいただきました。講演は「労災かな？・・・迷ったときは監督署に相談してください」と題し、実際の業務に役立つ具体的なご説明をいただきました。

ご参加いただいた皆様には、お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。

藤原署長

西尾副署長

厚生労働大臣登録検査業者

PCS プレス点検センター㈱

☎(052)819-0711㈹　〒457-0024 名古屋市南区赤坪町235番地の2
ＦＡＸ (052) 819-0718

主要業務

■動力プレス法定検査（安衛法第45条、規則第134条-3、135条-2、3に基く検査）

■定期保守点検（法定検査＋クラッチブレーキ部分解点検、摩耗部品の交換含む）
エアーフリクションクラッチ

■定期管理点検（2～3ヶ月毎の定期に主要部の点検をし、計画修理に結びつける）

■精度検査（JIS規格に基く、静的精度検査、精度修正、調整工事に結びつける）

国内外のあらゆるメーカーのプレス
能力の大・小を問わず、
安心しておまかせください！
プレスの検査と整備

●点検後の不良個所修理●安全対策工事●電気改造工事●機械の改造工事●オーバーホール

「はい、こちら企業の労働１１０番です」。

就業規則でしっかりリスク管理を

加藤社会保険労務士事務所　所長
名北労働基準協会専門相談員
社会保険労務士　加　藤　正　人

「はい、こちら企業の労働110番です」。４月、多くの職場が新しい顔を迎え活気づく季節。そんな時に盛り下げるつもりは毛頭ないですが、しばらくして、「４月１日に入社した社員が１週間前から出勤してこない…」といったご相談を受けることが度々あります。大変な準備をして迎え入れたわけですから、まず真っ先に「なぜ？　何があった？」と戸惑っているうちに１週間ほどはすぐ経ってしまうでしょう。しかしそれが２週間ともなると、このままにはしておけない…という事態になります。

仕事が合わなかったのか、人間関係に問題があったか、あるいは何か体に不調をきたしたか、元から状態が良くなかったか―――。考えても、直接本人から聞けなければ分かりようがありません。ただ、どこで線を引けばよいのか、という疑問が湧いてきます。

まず、そんなときは会社就業規則を確認します。

無断欠勤についての記載があるのではないでしょうか。「○日以上無断で欠勤した場合は、懲戒解雇とする…」といった条項があるかもしれません。仮に、懲戒解雇との記載であっても、必ずしも懲戒の手続まで行わないといけないということはありません。普通解雇にする場合でも、30日前の告知や予告手当の問題が発生し会社としての考慮や負担が増えますから、解雇として処理しなくとも構いません。ただその場合、就業規則の「懲戒」や「解雇」の項目とは別に、「勤務」あるいは「遅刻、早退、欠勤等」といった項目に、「○日以上無断欠勤なおかつ連絡が取れない場合」の《自己都合退職処理》の規定を設けるとよいでしょう。ただし、連絡が付かない時などは直接自宅を訪問するなどして、事件性の無いことの確認も必要となります。したがって入社の際の「身元保証人」届出の規定を定め、緊急の連絡先を明確にしておくようにします。

これがもし、連絡がつくが体調不良の主張がある場合には、同じく就業規則に沿って、一定以上の日数の欠勤が伴う場合には診断書の提出を求めることになるでしょう。ですが、まずは面談を申し入れ、会社に来られないのであれば、自宅を訪ねるなどして状態を確認しつつ、何よりも継続の意思の確認が必要です。仕事内容や職場環境が思ったのと違った等、迷いを生じているのであれば、退職の方向で話し合うことになります。

雇用責任とは言いますが、労働者にも労働契約に課せられた義務がありますから、それが果たせない場合労働契約は成立しません。会社も無理に働いてもらいたいわけではありませんね。お互いが権利と義務を負っていることを再確認する必要があります。もし、就業意思があるのにもかかわらず体調がすぐれず労働契約の義務を果たせなければ、就業規則に記載の「休職」の手続によって回復を待ちます。規定された期間内に職場復帰が出来ない場合には、やむを得ず自然退職とせざるを得ません。なにも体を無理してその仕事に固執する必要はありませんし、何より会社には従業員に対する「安全配慮義務」がありますから、しっかりと個々人の健康等を確認して、適切に対処することが重要です。

期待して採用したのだけど、残念ながら求めるパフォーマンスが得られない、という場合がままあります。そうなる前に、御社の「就業規則」は万全でしょうか。楽しい話ではありませんが、いざというときのリスク管理は労務管理において必要不可欠。今一度しっかりと確認しておくことをおススメします。

事業主の皆様へ

令和5年度から障害者雇用率が見直されます！

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は常時雇用する従業員の一定割合（障害者雇用率）以上の障害者を雇うことが義務づけられています。

新たな雇用率の設定

■ 令和5年度からの障害者雇用率 ： 2．7%（現行2．3%）

・これにより、従業員数37．5人以上の事業主に1人以上の障害者の雇用義務が生じることになります。（現行は従業員数43．5人以上の事業主）

■段階的に引き上げ

・計画的な雇い入れができるよう、令和6年4月から2．5%(注1)、令和8年7月から2．7%と段階的に引き上げられます。

（注1）雇用率2．5%では、従業員数40人以上の事業主に雇用義務が生じます。

■国及び地方公共団体等の障害者雇用率 ： 3．0%（教育委員会は2．9%）

除外率の引き下げ

■令和7年4月から除外率(注2)を10ポイント引き下げ

（注2）除外率制度とは、法定雇用障害者数の算定に際し、基礎となる常用労働者数の計算にあたり、障害者の就業が一般的に困難であると認められる一定の業種について、除外率に相当する労働者数を控除する制度です。

イメージ図

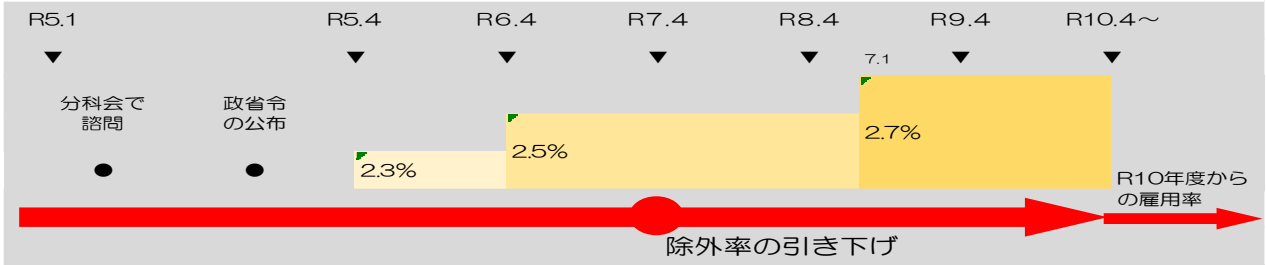

ハローワークの障害者雇用支援策

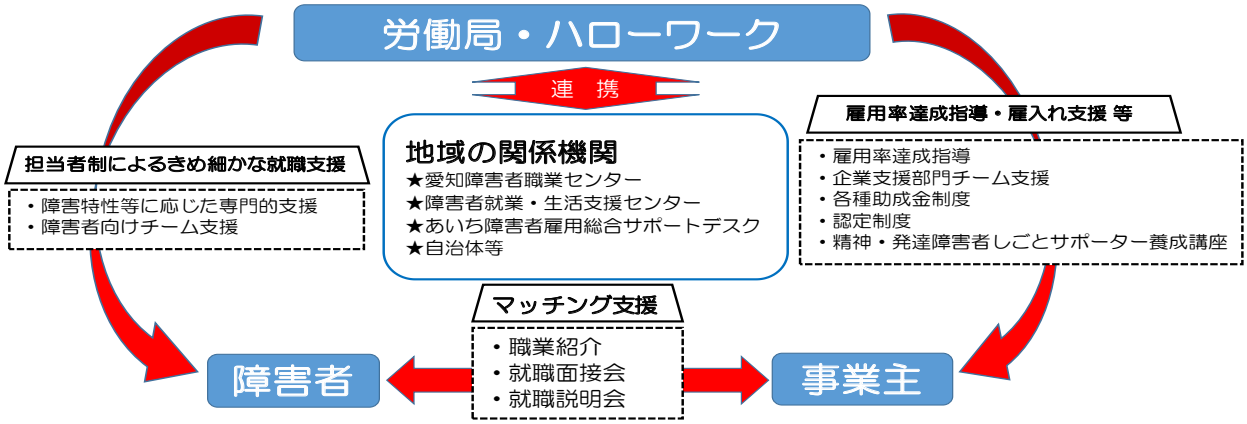

～　ハローワークでは、さまざまな障害者雇用支援を行っています
障害者雇用に関するご相談は、是非ハローワークまで　～

委託状況届の提出をお願いします。
提出期間は、４月１日～30 日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年４月１日現在の家内労働者の現況について、**４月１日から 30 日まで**の間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局ＨＰ　最低賃金・家内労働関係

パンフレット・リーフレット・様式は**こちら**

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 ＞ [手続検索] ＞ [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請	G ビズ ID
https://shinsei.e-gov.go.jp/	https://gbiz-id.go.jp/top/
☎ 050-3786-2225	☎ 0570-023-797

(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目５番１号 名古屋合同庁舎第２号館４階

愛知労働局労働基準部賃金課　〒460-8507 ☎(052)972-0258

男性労働者の育児休業取得率等の公表が義務となります

～改正育児・介護休業法（R5.4.1 施行）～

従業員が 1,000 人を超える事業主は、４月１日以降、男性労働者の育児休業等の取得の状況を年１回一般の方が閲覧できるように公表することが義務付けられます。

対象企業

常時雇用する労働者が 1,000 人を超える企業です。

※常時雇用する労働者とは…
- 期間の定めなく雇用されている者
- 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
  すなわち、過去１年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から１年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合です。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
育児休業等をした男性労働者の数 ／ 配偶者が出産した男性労働者の数	育児休業等をした男性労働者の数 ＋ 小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数 ／ 配偶者が出産した男性労働者の数

公表方法

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね３か月以内に公表してください。
事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末（決算時期）	初回公表期限	事業年度末（決算時期）	初回公表期限
３月	令和５（2023）年６月末	９月	令和５（2023）年 12 月末
４月	令和５（2023）年７月末	１０月	令和６（2024）年１月末
５月	令和５（2023）年８月末	１１月	令和６（2024）年２月末
６月	令和５（2023）年９月末	１２月	令和６（2024）年３月末
７月	令和５（2023）年 10 月末	１月	令和６（2024）年４月末
８月	令和５（2023）年 11 月末	２月	令和６（2024）年５月末

【お問い合わせ先】
愛知労働局雇用環境・均等部　指導課
〒460-0001　名古屋市中区三の丸２－２－１（名古屋合同庁舎第１号館８階）
電話：052－857－0312

令和４年度「名古屋・尾張労働災害防止大会」を開催

さる２月６日名古屋市青少年文化センター　アートピアホール（名古屋市中区）において、名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・一宮・半田・瀬戸・津島・江南　各労働基準協会主催、愛知・豊橋・岡崎・刈谷・豊田・西尾　各労働基準協会後援のもと、「令和４年度名古屋・尾張労働災害防止大会」を開催しました。当日は愛知県内事業場の経営者・安全衛生管理者・担当者等、会場と後日配信のインターネット参加を合わせて約520名が参加しました。

大会では、はじめに(一社)名北労働基準協会　浦野勝義会長･小牧支部長（住友理工㈱小牧製作所所長）の開会挨拶、名古屋南労働基準監督署　中西浩信署長の開会挨拶をいただきました。

次に名古屋南労働基準監督署　貞方豊安全衛生課長より愛知労働局が推進している「『安全経営あいち』の推進」について安全講話があり、引き続き金森労働安全衛生コンサルタント事務所所長　金森英二労働安全衛生コンサルタントが「転倒災害の防止」と題する講演を行いました。金森コンサルタントからは、「転倒の原因別災害状況」「滑らない安全靴の選び方」等、分かりやすい具体例とともに説明が行われました。

続いて行われた、川人法律事務所所長　川人博弁護士の特別講演では「過重労働・ハラスメントによる健康障害」をテーマに、過去のニュース映像や新聞記事、豊富な事例分析を折り込みながら、「過労死に至る過重労働がなぜ発生するか？」「過労死と業務不正の併存」「ハラスメントと抑圧の移譲」等について詳しい解説があり、おわりに「皆が健康的に働ける経済秩序を作っていくような日本、国際社会にしたいと願っている」と述べました。なお、川人弁護士は、多くの過労死、過労自殺事件を手がけ、過労死等防止対策推進全国センター共同代表幹事等を務められています。

さいごに、(一社)名古屋南労働基準協会　阿津地稔専務理事より「労働者が健康で働きやすい職場環境を提供することが求められている。明日から実践をお願いしたい」と閉会挨拶を行い、大会は盛況のうちに終了しました。